

市第77号議案

横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正

横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

横浜市道路附属物自動車駐車場条例（平成8年12月横浜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「33,900円」を「34,500円」に改める。

第5条第2項中「210円」を「220円」に改める。

別表中「300円」を「315円」に、「200円」を「210円」に、「250円」を「260円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市道路附属物自動車駐車場条例の規定は、この条例の施行の日以後の定期駐車券の発行及び自動車駐車場の利用（以下「定期駐車券の発行等」という。）に係る駐車料金並びに駐車料金の返還に係る手数料について適用し、同日前の定期駐車券の発行等に係る駐車料金及び駐車料金の返還に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

道路の附属物である自動車駐車場の駐車料金及び定期駐車券の駐車料金の返還に係る手数料について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市道路附属物自動車駐車場条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（名称、位置、料金の額等）

第2条 （第1項及び第2項省略）

3 市長は、必要があると認めるときは、定期駐車券を発行することができる。この場合における料金の額は、1月を単位として $\frac{34}{33}$,500円以内で規則で定める額とする。

（料金の不返還等）

第5条 （第1項省略）

2 前項ただし書の規定により既納の料金の全部又は一部を返還する場合には、手数料として $\frac{220}{210}$ 円を徴収する。

（第3項省略）

別表（第2条第1項）

名 称	位 置	料 金 の 額
横浜市ポートサイド地下 駐車場	横浜市神奈川区	駐車時間30分までにつき $\frac{315}{300}$ 円以内 で規則で定める額
横浜市伊勢佐木長者町地 下駐車場	横浜市中区	駐車時間30分までにつき $\frac{210}{200}$ 円以内 で規則で定める額
横浜市日本大通り地下駐 車場		駐車時間30分までにつき $\frac{260}{250}$ 円以内 で規則で定める額
横浜市馬車道地下駐車場		駐車時間30分までにつき $\frac{260}{250}$ 円以内 で規則で定める額
横浜市福富町西公園地下 駐車場		駐車時間30分までにつき $\frac{210}{200}$ 円以内 で規則で定める額

市第77号

横浜市山下町地下駐車場	駐車時間30分までにつき $\frac{260\text{円}}{250\text{円}}$ 以内 で規則で定める額
-------------	---

(備考省略)